

石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合の統合に関する進捗状況について

1 概要

石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合（以下、「両組合」という。）の統合に向けて、『石岡市、かすみがうら市及び小美玉市一部事務組合統合推進協議会』（以下、「協議会」という。）において、新組合の規約(案)が作成されました。令和 7 年 5 月 27 日の全員協議会以降の進捗状況及び今後の主な動きを報告いたします。

2 主な経過

- ① R7. 8. 21 第 1 回石岡市、かすみがうら市及び小美玉市一部事務組合統合推進協議会
 会長 石岡市長 谷島 洋司 / 会長職務代理者 小美玉市長 島田 幸三
 議題 組合規約(案) / 同協議会の会長選出及び会長職務代理者の指名
- ② 10. 29 第 2 回石岡市、かすみがうら市及び小美玉市一部事務組合統合推進協議会
 議題 組合の名称 / 組合規約(案) / 負担金の算出方法 / 組合議員の定数
 事務所の位置 等
- ③ R8. 2. 12 第 3 回石岡市、かすみがうら市及び小美玉市一部事務組合統合推進協議会
 議題 組合規約(案)

3 一部事務組合の規約等

両組合の統合方式及び地方自治法第 287 条の規定により定める新組合の規約(案)を協議会において協議した結果は、次のとおりとなります。

- (1) 統合方式 統合方式（※湖北環境衛生組合を石岡地方斎場組合へ統合）
- ・ 現施設の将来の更新を考慮しました。
 - ・ 新設方式の場合は、既存の組合の規約や条例の廃止や新たな条例等の制定などの作業がともないます。一方、統合方式の場合は、統合先の組合の例規の修正が最小化され、県との協議期間も短縮され、円滑な統合が進められると考えます。

(2) 規約(案)

- ① 組合の名称 ひたち野広域事務組合
- ② 構成団体 石岡市、小美玉市、かすみがうら市
- ③ 共同処理事務 火葬場事業（旧霞ヶ浦町除く） / し尿処理事業（旧美野里町除く）
- ④ 事務所の位置 石岡市東府中 25 番 1 号（湖北環境衛生組合）に置く
- ⑤ 組合議会の定数 26 人（石岡市 13 人/小美玉市 7 人/かすみがうら市 6 人）

《一部事務組合への選出議員数》

区 分	石岡市	小美玉市	かすみがうら市
湖北環境衛生組合	7 人	3 人	4 人
石岡地方斎場組合	6 人	4 人	2 人

- ⑥ 議会選挙の方法 構成市の議会において当該議員のうちから選挙する

- ⑦ 執行機関の組織 統合先（石岡地方斎場組合）の規約を採用する
及び選任の方法

管 理 者 1人[関係市の長が互選]
副 管 理 者 3人[管理者を除く関係市の長及び管理者が属する市の副市長]
会計管理者 1人[管理者が属する市から選任]
監 査 委 員 2人[管理者が組合議員の中から組合議員の同意を得て選任]

- ⑧ 負担金の算出 旧組合の算出方法により算出します。

《負担金の算出割合》

区 分	議会費/総務費	公債費/予備費	衛 生 費
石岡地方 斎場組合	・均等割 10% ・人口割 90%		■職員経費 / 火葬棟 / 待合棟 / 屋外経費 ・均等割 10% ・人口割 90% ■式場棟(石岡・小美玉負担分) ・均等割 10% ・人口割 90% ■火葬棟 / 待合棟 / 式場棟の共通経費(3市 負担又は2市負担) ・3棟の面積で按分
湖北環境 衛生組合			・均等割 10% ・投入割 90%

○新組合の負担金は、現在の算出方法をベースとします。

※可能な限り施設ごとの経費を明確化し、構成市の負担額を算出します。

※「費用負担の公平性」、「構成市の予算編成への影響を最小化」することとします。

- (3) 財産処分 統合される一部事務組合（湖北環境衛生組合）の財産を、統合先の一部
事務組合（石岡地方斎場組合）が承継する。

4 主な動き

- R8.2.12 石岡地方斎場組合議会
- 2.18 湖北環境衛生組合議会
- 3下旬 構成市で調印した後、県との事前協議
- 6 (県の承認後) 第2回市議会定例会へ上程(予定)
➤構成市の議会で議決が得られたのち、県へ本申請